

市町村職員外国派遣研修実施要綱

平成 2 年 4 月 1 日 要綱第 1 号

最終改正 平成 2 4 年 4 月 2 日 要綱第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、諸外国における行政実情等の調査研究を通して、総合的行政能力の向上と国際的視野をもった人材の養成を図り、もって地方自治の進展に資するため、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が実施する道内市町村（札幌市を除く。）等の職員の外国派遣研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 対象職員は、市町村職員並びに北海道市長会、北海道町村会、北海道市議会議長会及び北海道町村議会議長会（以下「地方 4 団体」という。）の職員とし、次の各号に該当する者とする。

- (1) 課長補佐職（相当職を含む。）以下の職員
- (2) 原則として、当該年度における 4 月 1 日現在の年齢が満 3 0 歳以上 5 0 歳以下の者
- (3) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康で自己啓発意欲の強い者
- (4) 研修の成果を職務に反映させることが期待できる者

(派遣人員及び期間)

第 3 条 外国への派遣人員及び派遣期間については、毎年度、概ね次のとおりとする。

- (1) 人員 2 0 名程度
- (2) 期間 1 2 日間程度

(実施計画の作成)

第 4 条 外国派遣に伴う研修課題及び研修先等の実施計画（以下「実施計画」という。）については、毎年度、理事長が定めるものとする。

(職員の推薦)

第 5 条 市町村及び地方 4 団体の長（以下「市町村長等」という。）は、外国派遣研修に参加させる職員を別記様式により、理事長に推薦するものとする。

(派遣する職員の決定)

第 6 条 理事長は、市町村長等から推薦された者の中から、当該年度に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）を決定する。

(事前研修及び事後研修等)

第 7 条 派遣職員は、実施計画に基づき、事前研修を受けるとともに、その目的が効果的に達成できるようあらかじめ研修国の実情、語学等について自己研鑽に努めるものとする。

2 派遣職員は、実施計画に基づき、研修結果の取りまとめなどの事後研修を受けるとともに、派遣職員同士のネットワークの構築に努めるものとする。

(経費の負担)

第 8 条 この法人は、外国派遣研修（事前研修及び事後研修を除く。）に伴う旅費のう

ち、この法人の旅費規程により算出された額の4分の3以内（千円未満は切捨て）及び添乗員経費、通訳等の共通経費の全額を負担する。

（報告）

第9条 派遣職員は、事後研修終了後、速やかに研修の成果について、理事長に報告書を提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。